

議員視察報告書

赤穂市議会
議長 竹内 友江 様

議員氏名	土遠 孝昌	⑩
〃	榊 悠太	⑩
〃	有田 光一	⑩
〃	前田 尚志	⑩
〃	田渕 和彦	⑩

下記のとおり、行政視察・講演会等に参加しましたので、報告します。

記

- 1 実施日 令和2年7月14日(火)～令和2年7月16日(木)
(3日間)
- 2 調査市及び主な調査項目(詳細については別紙のとおり)
 - (1) 奈良県宇陀市(令和2年7月14日(火))
 - ①有害鳥獣対策の取り組みについて
 - ②議会運営全般について
 - (2) 三重県熊野市(令和2年7月15日(水))
 - ①世界遺産熊野古道を活用した観光振興について
 - ・世界遺産登録の取り組みについて
 - ・登録後の維持管理について
 - ・国内外への情報発信の取り組みについて
 - ②議会運営全般について
 - (3) 和歌山県新宮市(令和2年7月16日(木))
 - ①市保有地の活用について
 - ・取組内容について
 - ・効果と課題点について
 - ②議会運営全般について

赤穂市議会赤諒会視察報告書

○奈良県宇陀市 令和2年7月14日（火）13:30～14:30

【目的】

本市において農作物等に対する有害鳥獣被害が課題となっている。有害鳥獣対策を推進している宇陀市を視察し、話を伺った。

【説明及び取組内容】

1 有害鳥獣対策の取り組みについて

(1) 概要

まず宇陀市の概要として、面積は248㎢で人口は約29,000人であると説明があった。宇陀市では、宇陀市鳥獣被害防止計画（令和2年から令和4年）を策定しており、対象鳥獣としては、イノシシ、シカ、サル、アライグマを対象としている。

また宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会により、広域的な対策を実施し、1. 住民自らが行う自衛隊策の支援、2. 生息状況調査、3. 個体数調整（個体群管理）等の活動を行っている。

(2) 宇陀市単独事業による対策

① 狩猟者育成

- ・現在猟友会は123名（鳥獣被害対策実施隊20名、内市職員2名、平均年齢68歳）
- ・自治会等での捕獲体制の構築に対して1地区40,000円の補助
- ・狩猟免許取得に対し10,000円の補助

② 侵入防止柵設置事業

侵入防止柵の設置に対して1mあたり300円を上限に補助金を支給している

③ 捕獲事業

有害鳥獣駆除事業として、イノシシ3,000円以内、雄ジカ5,000円以内、雌ジカ8,000円以内、ニホンザル20,000円以内の補助を支給している。令和元年度の総額は、6,985,000円となっている。当補助金は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金（7,000円以内）と併せて交付を受けることができる。

④ アライグマ防除実施計画による捕獲檻貸し出し

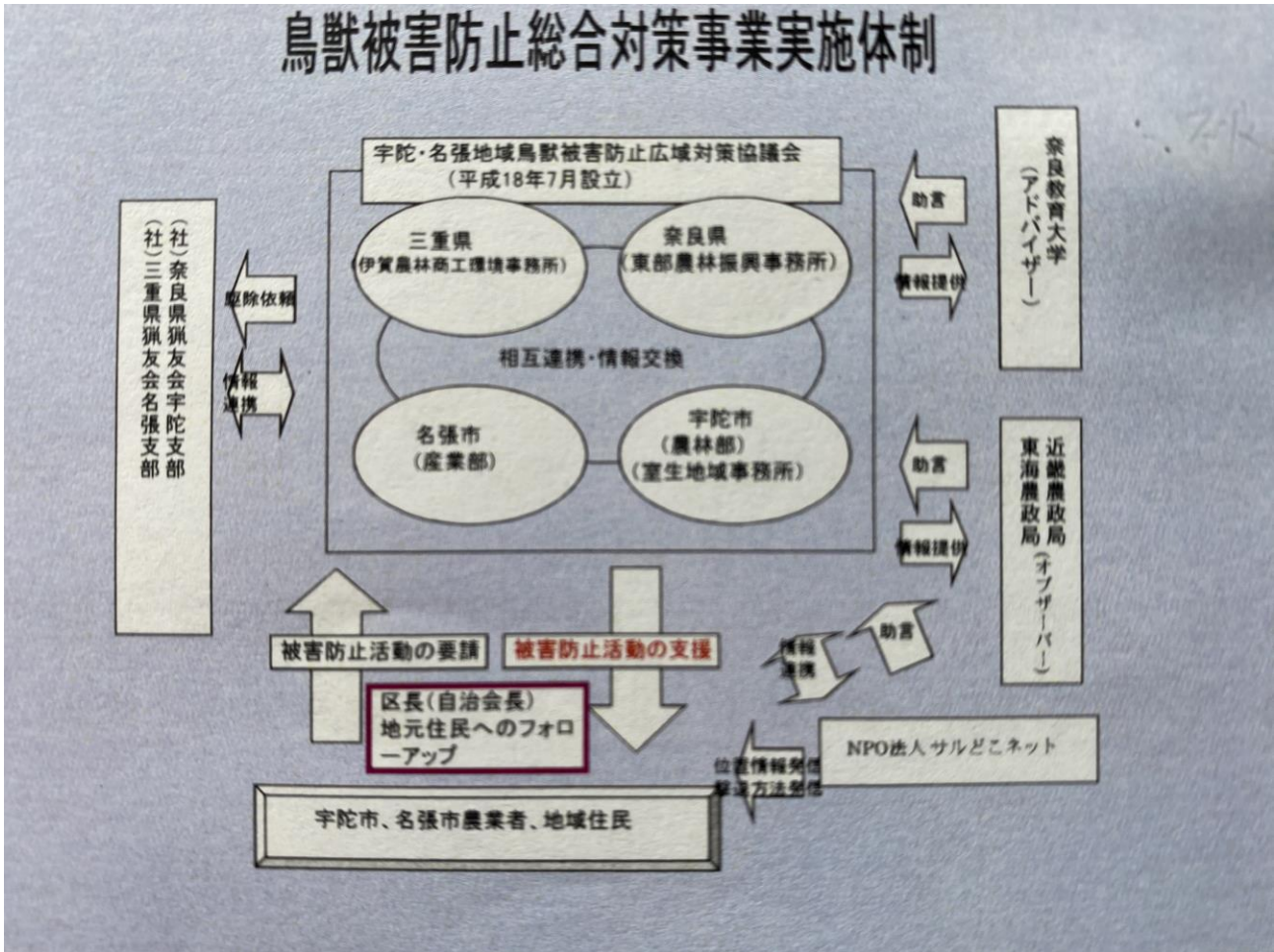
捕獲檻を120基貸し出しており、年間約100頭の捕獲に成功している。捕獲したアライグマやヌートリアは炭酸ガスにより安楽死処分を行っている。檻による捕獲は、対象となっていない動物を錯誤捕獲してしまうことも多くその点に注意するよう呼び掛けている。

(3) 宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会における広域的な対策

① 協議会の概要等

宇陀市は、名張市と連携して鳥獣被害防止総合対策事業実施体制を構築している。

宇陀市、名張市その他、奈良県の東部農林振興事務所、三重県の伊賀農林商工環境事務所で構成されており、被害防止活動の支援や住民へのフォローアップをおこなっている。平成21年度に当協議会において、鳥獣被害防止総合対策事業を実施しており、宇陀市内だけで侵入防止柵を571km設置している。事業費が4億2千万円となっている。ワイヤーメッシュの柵が主であり、住民が自力施工で設置する柵となっている。



② ニホンザルの個体群管理

宇陀市、名張市には両市を行き来しているニホンザルが生息している。平成15年から対策を行っており、頭数や生息場所、行動範囲を調査するためサルに発信機を取り付けた。通常なら他の団体に依頼することが多いが、捕獲から発信機を取り付けまで市の職員が行っている。

また発信機の情報をもとにサルどこネットシステムを構築しており、名張市職員がサルの現在地情報などを登録者に向けて発信している。

このような調査等を行った結果平成27年にサルの大量捕獲が実現し宇陀市、名張市に生息していた群のほとんどを捕獲することに成功した。

③ バッファゾーン整備による環境改善

サルが好む果樹の本数を調査し、不要果樹伐採事業を実施した。また竹藪の伐採も併せて実施したことにより集落にサルが寄り付きにくくなった。

④ ICT捕獲機器を利用したニホンザル群の捕獲

平成27年に有害鳥獣を半減させる国の指針が示された。これを受けて宇陀市はニホ

ンザルの大量捕獲を行った。

まずサルに取り付けた発信機の情報をもとにサルの餌場と思われる場所に檻を設置した。檻の中にはサルをおびき寄せるために地域住民より提供を受けたエサを撒いた。3回の捕獲で40頭中33頭の捕獲に成功した。

他にも宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会では、金網柵の強度試験やGPSによるニホンジカの行動調査を行っている。

(4) 空気銃によるカワウ捕獲

県事業のカワウ食害防止対策事業を活用してカワウ捕獲を実施している。

(5) 獣肉利活用施設計画

宇陀市では、国の指針を受けて獣肉の利活用施設を計画している。

2 議会運営全般について

宇陀市議会要覧と議会だよりを受領した。

【所感】

宇陀市単独の対策と合わせ、隣接市との広域的な対策も講じて取り組まれていた。対策事業については赤穂市と同種の事業が多かったが、主務となる担当者に大きな違いがあった。その担当者は入所以来28年間同じ職場で業務に当たられているベテランで、宇陀市はもとより広域的な場においても中心人物となって活躍されていた。またその担当者は、捕獲した外来生物であるアライグマの殺処分も自ら行っており、そこまで行う市職員は少ないのではと思った。

赤穂市では設置検討となっている鳥獣被害対策実施隊が既に設置されており、猟友会から18名とその担当者と違う部署の職員1名の計20名で構成されていた。宇陀市の事例は特殊であると思うが、地域の課題解決のためには、一定の期間、継続して事業に当たる職員配置も場合によっては必要ではと感じた。

宇陀市は、平成18年4町村が合併して誕生した、人口約3万人、面積247.5km²、土地利用面積は山林が72%を占め、宅地は4%弱の山間部の町である。そのような環境の中においては、鳥獣被害も多く隣接している名張市と協議会を設立し防止対策を講じている。

有害鳥獣害対策事業については、県（奈良県）事業としてメスジカ、カワウについては捕獲に補助金を出して事業を行っている。

宇陀市においての有害鳥獣害対策事業の駆除する鳥獣対象はイノシシ、シカ、サル、アライグマ4種類となっている。

その中でサルの捕獲については、H30年度0件、R元年度1件の実績である。サルの捕獲は、隣接市の名張市と協力しICT捕獲機器を利用した捕獲を行っているが捕獲は困難らしい。

本市においても近年、サルの出没がある。その時には回覧などで情報を伝え、注意を

促しているが、対策は考えておく必要があるのではないかと感じる。

宇陀市では、ICT を活用した鳥獣被害対策を行っている。ニホンザルやシカに発信機を取り付け、行動範囲や行動パターンを把握し有害鳥獣の捕獲等に役立てている。発信機の情報をもとに実施したサルの群れの捕獲では、群のほとんどを捕獲することに成功したとのことであり、群れで行動する動物に対しては非常に有効であると感じた。

また捕獲した有害鳥獣の殺処分を行うことができる職員が配置されており、猟友会の高齢化等の問題を考えると市の職員にそういったことができる者を配置することも検討する必要があるかもしれない。

宇陀市は赤穂市に比べ面積が約2倍あり土地利用面積は山林が70%以上を占めて周りはほとんど山に囲まれている山間部の街であるので有害鳥獣などが多いと思われる。実際にイノシシを捕獲しどのような行動をするのか柵を設置して行動を確認してどの程度の柵の高さにすれば良いかまたどれぐらいの部材を使用すればいいのかを確認して対策を進めていた。

有害鳥獣対策として県からの補助金にてカワウなどの捕獲についても対策をされていた。赤穂市においてもカワウ被害は多く出ており川の鮎また海の小魚などを食べてしまい魚の成長を妨げて多くの被害を出している。今後赤穂市においてもカワウなどについても積極的に対策を行っていく必要があると思う。

宇陀市が紀伊半島の真ん中に位置し、市に隣接する周辺地域は森林が多く市単独で有害鳥獣被害対策に対応することの困難さが説明からうかがえた。県域を越えた対策の必要性から平成18年に宇陀・名張地域鳥獣被害防止広域対策協議会を立ち上げ、三重県と県域を越えた有害猟銃対策を取り、ニホンザル被害対策としてサルの生体数・行動範囲調査を行い捕獲の成果に繋がり、シカにGPSの発信機を付け行動範囲を知ることで捕獲に役立てていることを考えると被害の深刻さがうかがえた。

また、捕獲した動物の利用として食肉やペットフードなどの獣肉活用施設計画があり、鳥獣被害対策を利用し過疎化が進む中地域の活性化に広域で繋げようとしていた。

視察からどのような問題にも単独で取り組むことの難しさ、地域間連携が必要であることを実感した。

【説明者等】

宇陀市議会総務産業常任委員会委員長 多田 與四朗

議会事務局局長 埜中 啓義

議会事務局総務課長 長田 滋朗

農林商工部部長 堂芝 一成

農林商工部次長 薄木 孝雄

農林商工部農林課課長 林 英一郎

農林商工部農林課 廣田 晶一

【目的】

赤穂市には、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落」と「日本第一の塩を産したまち播州赤穂」の二つの日本遺産がある。これらをどのようにして赤穂市の観光振興や教育に結び付けていくかを検討するため、世界遺産熊野古道がある三重県熊野市で視察を行った。

【説明及び取組内容】

1 世界遺産熊野古道を活用した観光振興について

(1) 熊野市の概要について

熊野市の概要について別添の「熊野市の世界遺産と観光について」の資料を基に説明があった。熊野市の人口はおよそ16,500人程度で世帯数は8,818世帯、高齢化率は43.54%、面積は約373km²である。世界遺産は市内に13か所あり観光客は毎年120万程度で推移している。

主な世界遺産としては、熊野古道・波田須の道や熊野古道・観音堂、松本峠のほか、国内最長の砂礫海岸である七里ヶ浜、国の名勝で天然記念物でもある獅子巖、鬼ヶ城、また日本最古の神社として知られる花の窟がある。

観光名所としては、楯ヶ崎や新鹿海水浴場、熊野大花火大会があるほか、丸山千枚田や国指定文化財史跡である赤木城跡、瀨峡がある。

熊野市の特産品は、熊野地鶏、美熊野牛、新姫、めはり寿司、みかん、さんま寿司、熊野の地魚、伝統工芸品である那智黒石等がある。

(2) 世界遺産登録に向けた取り組みについて

平成12年11月17日「紀伊山地の霊場と参詣道」が文化庁によって世界遺産暫定リストに追加されてから、熊野古道の世界遺産登録に向けて、条例制定及び古道の修復工事等各種の取組を行った。主な取り組みは以下のとおり。

- ・平成13年度 登録予定地の測量及び図面作成
- ・平成14年度 熊野参詣道伊勢路景観保護条例」制定
- ・平成14年～15年度 逢神坂峠修復工事及び各峠へのサイン設置工事
- ・平成15年度 修復工事(二木島峠、逢神坂峠、松本峠、大吹峠)
- ・平成16年度 7月7日世界遺産登録「紀伊山地の霊場と参詣道」

(3) 登録後の維持管理について

熊野市では、古道の保全状況の把握を行うために、職員以外で7名の熊野参詣道伊勢路環境保全指導員が峠ごとに担当を決め、巡回を行っている。また、環境美化の観点から、各峠の草刈り(年間2～3回)を業者委託している。

保全指導員は、落ち葉や木の枝また倒木や転石等の状況を把握し、除去するなど、歩行者の安全と景観への配慮をしながら保全活動を行っている。

維持・保全管理にかかる活動は、三重県の教育委員会や南部地域活性化局東紀州振

興課、東紀州地域振興公社などの出先機関との連携・協力により成り立っている。東紀州地域振興公社は、東紀州管内のボランティア団体の保全活動をバックアップ（保全活動支援費を交付）しており、各団体は自主的かつ献身的に草刈り等の保全活動を行っている。なお、その財源はイオンリテール株式会社、マックスバリュ中部株式会社など県内企業からの寄付によるものである。

（４）情報発信の取り組みについて

熊野市での情報発信としては、継続的なメディア等への露出、周年記念での事業の展開等を行っている。10周年事業では、134,570千円を一般財源から拠出し、ツアーや記念花火、記念イベント、TV等でのPR等32事業を実施した。また15周年記念事業では、各種PR事業や観光客の利便性確保対策、ウォーキングイベントや記念花火の打ち上げ等15事業を実施した。

熊野古道の市町連携による情報発信については、東紀州地域振興公社（三重県、紀北町、尾鷲市、御浜町、紀宝町で組織）が行っている。東紀州地域は世界遺産熊野古道をはじめとした観光資源や温暖な気候を生かした特産品など、自然を体感できる魅力ある地域として、東紀州地域を効果的・効率的に発信するために県、市町が連携して設立（平成19年）した。観光振興、産業振興、地域おこしの面から地域づくりを総合的に取り組んでいる。

主な観光客集客事業としては、ホームページによる情報発信や大都市圏での観光物産展の実施、プレス・フィルムコミッションのほか、インバウンド誘致に向けた海外セールス、受け入れ環境整備事業を行っている。またYOUTUBEでの広告掲載やYOUTUBERを活用した情報発信にも取り組んでいる。さらに日本版DMO設立の取り組みを行っており、令和3年3月の登録を目指して現在活動している。

2 議会運営全般について

熊野市議会の議会要覧を受領

【所感】

世界遺産熊野古道を有する熊野市は、三重県内にある世界遺産22か所のうち13か所があり、入込客数も順調に増加し、世界遺産登録された平成16年度の約5万5千人から令和元年度には約29万人と5倍以上になっている。

世界遺産登録に向けて、景観保護条例の制定や古道の修復工事を行った。保存管理は、民間から7名の熊野参詣道伊勢路環境保全指導員を委嘱し、峠ごとに担当を決め巡回を行っている。情報発信は、熊野市独自のものや県と近隣5市町が連携して一般社団法人東紀州地域振興公社で取り組むほか、一般社団法人東紀州観光DMOを設立するなど集客に努めている。

世界遺産登録10周年記念事業では32事業を1億3,457万円の予算で、15周年記念事業では15事業を2,465万円の予算で行い、赤穂市の約6割の予算規模ながら積極的に実施されていた。

観光振興は、市長部局所管の観光スポーツ交流課と教育委員会所管の社会教育課が連

携をとって行っており、赤穂市も学ぶべきところがあると感じた。また、世界遺産となった熊野古道を市民全体で大切に守り継承にも努められており、日本遺産ではあるが赤穂市の2件についても、市民全体で守り継承していく必要性を感じた。

熊野市は、昭和29年1町7村が合併して誕生し、その後平、平成17年紀和町と合併し、現在は、人口16,475人、市の総面積は373.35k㎡。市の面積の87%が山林であり、木材生産を主産業にした自然豊かなまちである。

山の自然の中にある紀伊山地の霊場と参詣道として歴史文化遺産である松本峠、大吹峠などの「熊野古道」が平成16年に世界文化遺産として登録された。

熊野古道の文化遺産については、和歌山県新宮市、田辺市にも数多くの文化遺産があり、「熊野古道」の観光地としての地域を形成している。

三重県の観光客の大半は伊勢神宮への参拝客であるので、熊野市においては県の中央部に立地する、伊勢神宮からの観光客を県南の熊野に誘致する策を検討し、模索している。

熊野古道は、熊野三山（熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社）への参詣道である。熊野三山の三つの大社は和歌山県内にあり、三重県と和歌山県の県境は熊野川である。三重県熊野市と和歌山県新宮市は熊野川を境にして隣接したまちである。熊野古道を観光の目玉にする考えがあるのであれば、新宮市、田辺市と形成している観光協議会を積極的に活用し、参加市との間で連携を図り、それぞれのまちにある観光資源を活かした観光振興は参加したまちの観光客増加に繋がるのではないかと考える。熊野市においても市内にある、「花の窟」「獅子岩」「鬼ヶ城」等の観光資源を活かして観光振興を図るのも一つの策ではないかと感じる。

熊野市は、世界遺産である熊野古道を抱えているが、観光が滞在型ではなく通過型の観光になっていることが課題であるとのことであった。市内に13か所の世界遺産があり、その他にも多様な観光名所があるため熊野市内だけの観光ルートを作ってはどうかと思った。観光客がルートの要所要所でスタンプを集め、全て集めれば市内での宿泊料が割引になる等の事業も併せて実施すれば効果があるのではないだろうか。赤穂市でも同様の課題を抱えており、日本遺産を活かしながら市内で観光が完結する方法を検討していきたい。

熊野古道は、熊野三山への参拝道である。しかしながらその三つの大社は和歌山県内にあり田辺市・新宮市との連携を図りながら観光客誘客に努めるべきだと思った。

情報発信としては10周年記念事業として色々な32事業活動を行い投資金額として13400万かけて行っている。また15周年記念事業として15事業を実施投資額2400万をかけてPR活動を行っていた。

課題としてどうしても熊野市については色々と日本遺産としてまた違うものもあるのですがあくまでも通過型になっており滞在していただけていないのが現状の課題点である。

熊野市は通過型の観光地で30年ほど前から観光に力を入れ、集客、特に宿泊人数を

増やす取り組みが行われている。また、平成16年に熊野古道が世界遺産に認定され、現在は東紀州地域（熊野市、紀北町、尾鷲市、御浜町、紀宝町）が連携し、一般社団法人東紀州地域振興公社を設立し、観光振興、産業振興、地域おこしの面から地域づくりを総合的に取り組んでいる。その結果として、熊野古道世界遺産認定後、熊野古道入込客数（H16年約55,000人、R1年約28万人）は増えている。熊野市にある13の世界遺産や地域連携が観光振興に繋がっていることは職員の説明で感じ取れた。

また、熊野古道の保存管理や整備は、市職員やボランティア団体が中心に行われ、ボランティアの高齢化が問題となっていた。今後の課題は世界遺産の効果的な維持管理体制をどうつくるか。農村地域の抱える問題である高齢化と人口減少が古道の維持や観光振興に影響を落としていると感じた。

視察に当たり熊野市の議長が言われた、市の人口減少の原因に“企業がない”“働く場所がない”が実感として受け止められ、行政にとり人口減少の抑制政策が優先すべき施策であることを感じた。

【説明者等】

熊野市議会議長 山本 洋信

議会事務局次長 坪井 幸

議会事務局主幹 山本 真彦

教育委員会社会教育課課長 雑賀 大策

教育委員会社会教育課課長補佐 水口 拓

観光スポーツ交流課課長 吉井 敬幸

【目的】

本市において急速に人口減少が進展しており、雇用の創出が課題となっている。そこで企業誘致を推進している新宮市で行政視察を行った。また誘致した企業のうちの1社である株式会社食縁において工場見学を実施した。

【説明及び取組内容】

1 市保有地の活用について

(1) 工業用地について

新宮市では、企業の集積基盤整備として「新宮港第一期工業用地」に加え「新宮港第二期工業用地」を造成した。以下の表のとおり1期2期地区併せて約500名の雇用の創出に成功している。

	新宮港第一期工業用地	新宮港第二期工業用地
企業用地面積	約109,000㎡	約169,000㎡
用地分譲開始	昭和54年	平成17年
用地分譲形態	買取	原則買取
用地分譲価格	37,800円/㎡	不動産鑑定額を基準とした価格
分譲状況	完売	約77%
立地状況	27社	5社
就労人員	439人	66人

(2) 企業誘致の取り組みについて

新宮市では、「雇用の創出」、「地域産業の振興」を目標に新宮港第二期工業用地への企業立地を中心とした活動を行っている。主な取り組みとしては以下のとおり。

① 用地セールス活動

企業などを直接訪問し、企業用地のセールスや立地情報の収集を行う。県や民間団体、教育機関など関係各所との連携による活動も実施している。

② トップセールスの実施

市長自らが積極的に用地セールスを実施している。市長が訪問することで、企業側の意思決定者との面談機会が増え、企業誘致実現の期待が高まる。

③ 情報収集活動

より新鮮な情報を幅広く得られるよう、関係各所とも連携しながら企業訪問、企業立地動向調査、新宮市企業立地推進委員会、関係協議会への参加等により情報収集を行っている。

④ 情報発信活動

企業訪問などによる直接的なPRに加えて、各種媒体の活用やダイレクトメールの発送などにより「新宮港第二期工業用地」の認知度の向上に取り組んでいる。

⑤ 企業優遇措置

新宮市では「新宮市企業誘致等促進条例」をはじめとした企業誘致関連法令に

基づく各種優遇措置を制定している。内容については、以下のとおり。

【新宮市企業誘致促進条例の概要】

優遇措置	対象業種	交付条件	補助額
事業所設置補助	<ul style="list-style-type: none"> ●製造業 ●研究施設 ●新宮港第二期工業用地については、 <ul style="list-style-type: none"> ・食料品製造業 ・木材・木製品製造業(家具を除く) ・家具・装備品製造業 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象固定資産 5,000万円以上 ●新規地元雇用 10人以上 (新宮港第二期は5人以上) 	固定資産税相当額補助 (3年間) 1年目……100% 2年目…… 75% 3年目…… 50% 過疎法など適用の場合は上記に、 ×1/2
用地取得補助	<ul style="list-style-type: none"> ・パルプ・紙・紙加工品製造業 ・窯業・土石製品製造業 ・非鉄金属製造業 ・金属製品製造業 ・道路貨物運送業 ・水運業 	<ul style="list-style-type: none"> ●取得後3年以内に操業開始 ●製造業、研究施設の場合 3,000㎡以上 ●その他の業種 5,000㎡以上 ●新規地元雇用 10人以上 (新宮港第二期は5人以上) 	取得価格の10% 限度額 新宮港 5,000万円 その他 3,000万円
雇用奨励補助	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫業 ・運輸に付帯するサービス業 ・建築材料、鉱物、金属材料等、卸売業 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象固定資産 5,000万円以上 ●新規地元雇用 10人以上 (新宮港第二期は5人以上) 	1名あたり 30万円 限度額 3,000万円
緑地整備補助		<ul style="list-style-type: none"> ●操業開始3年以内に 緑地帯を整備 	経費の50% 限度額 500万円

⑥ フォローアップ活動

企業の流出防止に視点を置いたフォローアップ活動を誘致企業トップとの面談などにより力を入れて実施している。

(3) 産学連携の取り組みについて

平成24年度に近畿大学・新宮港埠頭株式会社及び新宮市が協力して冷凍水産物加工事業に関する調査研究をスタートさせた。結果としてこの取り組みは、株式会社食縁の企業立地を実現し、約50名の雇用を創出することができた。

(4) 株式会社食縁について

株式会社食縁は、近畿大学ベンチャー企業アーマリン近大の出資と支援を受け、養殖業の成長を目指して、新規市場開拓に取り組み、世界の衛生基準に合致した工場、我が国の養殖業の加工・販売を行っている6次産業化事業体である。

SDGsの考え方を基に持続可能な養殖業の発展と地域の発展を目指し、資源を乱獲したものではなく、持続可能な生産による養殖魚を普及していくことを柱として活動している。

食の安全性のほか、美味しさの追求にも力を入れており、衛生管理としては、最も取得が難しいと言われる世界基準のEUHACCPを取得している。取扱商品は、ブリ、マ

ダイ、シマアジなどの養殖魚をフィレ、ロイン、ハーフロイン、スライス等で提供している。

2 議会運営全般について

新宮市議会の概要及び議会だよりを受領

【所 感】

新宮市土地開発公社が所有する土地を港湾隣接型の企業用地として整備し、1期2期地区合わせ約28万㎡の土地に32社を誘致し、505名の雇用を生みだしている。

産学官の取り組みとして、新宮港埠頭株式会社・近畿大学・新宮市が協力して輸出型凍結水産加工事業を進め、平成25年5月に株式会社食縁を設立した。新宮市は、株式会社食縁に対し事業用地の最大10年間の無償貸与、3年間の固定資産相当額の補助、雇用奨励補助として1名当たり30万円の補助を行っている。

新宮市は、工業用地を数区画有しており企業誘致も商談中であり、今後とも地元雇用がさらに行われると思うが、赤穂市においても今一度工業用地造成の必要性を検討していくべきではと感じた。

株式会社食縁の工場を見学させていただいたが、近畿大学教授でもある社長から解りやすい説明を受けた。工場内は徹底した衛生管理が行われていた。

新宮市は、昭和8年に新宮町と三輪崎町が合併し、和歌山県下で2番目の市として誕生した。その後、周辺の町村と合併し現在に至っている。人口29,331人、市の総面積は255.23k㎡。紀伊半島の東南端に位置し、太平洋に面した町である。

新宮市では、企業の誘致促進を目的に海岸部を埋め立て、新宮港に工業用地を造成して企業の誘致を図っている。

工業用地の造成については、山間部の高速道路建設の際、トンネル掘削から出た公共残土等を利用して海岸部を埋め立て造成している。

新宮港第1期工業用地は、用地面積 約109,000㎡、昭和54年に分譲開始し、土地は完売、27社の企業が進出して現在439名が就労している。

新宮港第2期工業用地は、用地面積 約169,000㎡、平成17年に分譲開始し、約77%が利用され、現在5社の企業が進出し、66名が就労している。

企業誘致活動については、用地セールス活動、市長自らのトップセールス、情報収集・発信活動、企業優遇措置等、多岐に亘っている。

市単独の誘致活動には限界があり、県、民間団体、教育機関等とも連携を図りながら誘致活動を行っている。

産学連携の取り組みについては、平成24年度に近畿大学・新宮港埠頭株式会社、新宮市が協力して冷凍水産物加工事業に関する調査研究する目的でスタートし平成25年近畿大学、新宮港埠頭株式会社間で「輸出型凍結水産加工事業」産学基本協定書を締結。平成25年5月「株式会社 食縁」が設立された。

(株)食縁は、産・学・官が連携して「雇用の創出」「産業の振興」に寄与する目的で設立された会社であるが現在50名の雇用を生み出し、安定した経営が行われている。

(成功例であると感じる)

本市においても、関西福祉大学が市内にあり、市民生活にも寄与しているように思うが、今後は、今まで以上に、大学、市、病院、福祉施設等、官・学・民（産）の連携を密にして市民生活の向上に向けた施策（活動）を図る必要があるのではないかと感じる。

本市において、企業を誘致し雇用を創出することが重要な課題となっている。新宮市では、用地の造成から営業活動、市内の企業が転出しないための企業留置活動や企業に対する補助など雇用に関する施策を非常に精力的に行っているように感じた。その結果、造成した用地も大部分が埋まり大きな雇用創出に繋がっている。またその中で株式会社食縁のような産学官連携による先進的な6次産業を行う企業の誘致にも成功している。赤穂市においても参考にすべき点が非常に多くあったように感じた。

新宮市においては企業の誘致促進をするために海岸部分を埋め立て工業用地を確保した。その工業用地については山間部の高速道路建設の際に出土した公共残土を利用して海岸部に造成地を作った。

新宮港第1期工業用地は約109000㎡、昭和54年に分譲開始し土地はすべて完売され27社の企業が進出され現在各社において439名の方が就労されている。また第二期工業用地は用地面積169,000㎡、平成17年に分譲開始し約77%が利用され、現在5社の企業が進出し66名の方が就労されている。

新宮市は産業振興基本条例に基づき、企業の集積基盤整備及び雇用の増大を目的として、昭和54年に新宮港第一期工業用地を、平成17年に新宮港第二期工業用地を造成している。第一期工業用地は27社で完売し、第二期工業用地も5社で面積の77%が利用されていた。しかし、職員の説明から工業用地内の企業誘致や就労人員（現在は約500名）の拡大の難しさから、市長は企業誘致に向けたトップセールスより企業留置（企業流出防止）に向けたフォローアップ活動が中心となっていた。地理的な面を含め企業誘致の難しさを感じた。また、県事業として工業用地に併設の港湾を客船が接岸できるように改良し、大型クルーズ船の入港により紀伊半島の自然と世界遺産を活用し観光から各産業への経済効果を目的とする方向に力を注いでいるように感じた。ただ、観光に頼る危険性も新型コロナウイルスから学んでおり、企業誘致を含めた地場産業の育成が必要ではないかと思う。

【説明者等】

新宮市議会議員 久保 智敬

新宮市議会議員 上田 勝之

新宮市議会議員 松畑 玄

議会事務局局長 岸谷 輝実

企画制作部企業立地推進課課長 小淵 学

企画制作部企業立地推進課企業立地係長 谷口 洋平

株式会社食縁代表取締役社長 有路 昌彦

株式会社食縁取締役管理本部総務部部長 高原 淳志
株式会社食縁工場長 須川 陽一郎